

(8)

平成 23 年 4 月 24 日

被ばく線量に係る当社の考え方

東京電力株式会社

1. 被ばく線量限度に関して、平成 23 年 1 月の文部科学省放射線審議会基本部会の提言を踏まえ、緊急時と平常時の線量は、区分して扱われることが、今後の福島第一原子力発電所の事故の収束に向けた作業の実施ならびに他発電所の円滑な運営に欠かせないと考えている。
 2. 厚生労働省としては、 $100\text{mSv}/5\text{年}$ ならびに $50\text{mSv}/\text{年}$ の扱いは、緊急時終了後も区分せず運用することとしており、緊急時終了後は、平常時の扱いで作業計画を組んで業務を回すべきとしている。それを前提として、厚生労働省では、平常時の $50\text{mSv}/\text{年}$ の緩和が検討されている。
- ※ 緊急時の作業で、例えば 60mSv の被ばくをした作業員が、当該年度において、他の原子力発電所で作業に従事しうる余地がある ($50\text{mSv}/\text{年}$ では不可) という意味では改善ではあるが、効果は限定的。
3. 当社としては、現時点では被ばく線量がどの程度となるか確認・評価ができていないが、厚生労働省で検討されている平常時の $50\text{mSv}/\text{年}$ の緩和のみで、今後、収束に向けた作業を進めていくことは相当難しいと考えている。

以 上